



2 給与法第十九条の四第五項の規則で定める職員の区分は、別表第一の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

**第四条の四** 給与法第十九条の四第五項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（派遣等職員を除く。）とする。

一 第四条の二第一号及び第二号に掲げる職員

二 規則九一一七の規定による俸給の特別調整額に係る区分が三種の官職で人事院の定めるもの

三 占める職員のうち第四条の二第一号イからヲまでに掲げる職員

四 指定職俸給表の適用を受ける職員（四号俸以下の号俸を受ける職員を除く。）

五 任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受ける職員（三号俸以下の号俸を受ける職員を除く。）

六 給与法第十九条の四第五項の百分の二十五を超えない範囲内で規則で定める割合とする。

一 に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合とする。

二 に掲げる職員（百分の二十五）

三 に掲げる職員のうち俸給の特別調整額に係る区分が一種の官職を占める

四 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

七 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

八 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

九 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十一 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十二 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十三 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十四 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十五 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十六 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十七 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十八 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

十九 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十一 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十二 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十三 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十四 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十五 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十六 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十七 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十八 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

二十九 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十一 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十二 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十三 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十四 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十五 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十六 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十七 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十八 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

三十九 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十一 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十二 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十三 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十四 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十五 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十六 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十七 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十八 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

四十九 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十一 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十二 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十三 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十四 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十五 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十六 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十七 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十八 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

五十九 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十一 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十二 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十三 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十四 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十五 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十六 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十七 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十八 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

六十九 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

七十 に掲げる職員のうち人事院の定める職員

ハ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十二項第一号の研究公務員の国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間

二 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事院の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間

三 立大学法人をいう。）その他の人事院の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間

四 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業法第十六条の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項に規定する算出率をいう。第十一条第二項第六号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

五 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

二 行政執行法人の職員（前号ハに掲げる者を除く。）のうち人事院の定める者

三 公庫等職員のうち人事院の定める者

四 地方公務員（人事院の定める者に限る。）

五 前項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。

六 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

七 行政執行法人の職員（前号ハに掲げる者を除く。）のうち人事院の定める者

八 独立行政法人等役員のうち人事院の定める者

九 公庫等職員のうち人事院の定める者

一〇 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）第二条第一項の規定により弁護士となつてその職務を行う者

一一 行政執行法人の職員のうち人事院の定める者

一二 特別職に属する国家公務員

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

三 行政執行法人の職員（前号ハに掲げる者を除く。）のうち人事院の定める者

四 独立行政法人等役員のうち人事院の定める者

五 地方公務員（人事院の定める者に限る。）

六 前項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。

七 一時差止処分に係る在職期間

八 第六条の二 給与法第十九条の五及び第十九条の六（これらの規定を給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、給与法の適用を受ける職員として在職した期間とする。

九 前条第一項第一号イからニまでに掲げる者及び同項第二号イからニまでに掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

一〇 一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事院に通知しなければならない。

一一 第六条の三 各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、給与法第十九条の六第一項（給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事院に通知しなければならない。

一二 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもつてこれに代えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過した時に文書の交付があつたものとみなす。

二 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

七 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

八 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

九 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一〇 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一一 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一二 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一三 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一四 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一五 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一七 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一八 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

一九 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二〇 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二一 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二二 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二三 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二四 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二五 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二七 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二八 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

二九 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三〇 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三一 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三二 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三三 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三四 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三五 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三七 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三八 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

三九 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四〇 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四一 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四二 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四三 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四四 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四五 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四五 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四七 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四八 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

四九 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五〇 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五一 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五一 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五二 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五三 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五四 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五五 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五七 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五八 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

五九 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六〇 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六一 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六二 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六三 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六四 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六五 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六六 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六七 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六八 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

六九 一時差止処分を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者





第十三条の二の二 前二条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事院が定める。

(支給日)

**第十四条** 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第三の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

(端数計算)

**第十五条** 給与法第十九条の四第二項の期末手当基礎額又は給与法第十九条の七第二項前段の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

**第十六条** この規則に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当に関する必要な事項は、人事院が定める。

(在職期間の算定に関する経過措置)

**附 則** (昭和六〇年四月一日人事院規則九一四〇一一)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

合を含む。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後国と共同して行われる研究又は国の委託を受け行われる研究(以下「共同研究等」という。)に係る業務に従事するため休職にされた研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)第二条第二項第一号の研究公務員(以下「研究公務員」という。)に係る改正後の規則第五条第一項及び第十二条第一項の在職期間(以下「在職期間」という。)の算定について適用し、共同研究等に係る業務に従事するため休職にされ、昭和六十一年六月二日から施行日までの間に復職した研究公務員及び施行日の前日から引き続き共同研究等に係る業務に従事するため休職にされている研究公務員に係る在職期間の算定については、なお從前の例による。

**附 則** (昭和六二年三月二〇日人事院規則一一三) 抄

(施行期日)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(人事院規則九一四〇の一部改正に伴う経過措置)

1 日本国鉄道の職員として在職した後、施行日までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となつた者(規則一一二第七条の規定の適用を受ける者を除く。)の昭和六十二年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の算定については、同月一日以前、期末手当にあつては三箇月以内、勤勉手当にあつては六箇月以内の期間内において日本国有鉄道の職員として在職した期間を第三条の規定による改正後の人事院規則九一四〇(以下「改正後の規則九一四〇」という。)第五条第一項及び第十二条第一項の在職期間に算入する。

2 日本国鉄道の職員として在職した後、施行日において引き続き日本国有鉄道清算事業団、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は新幹線鉄道保有機構(以下「事業団等」という。)第五条第一項及び第十二条第一項の在職期間に算入する。

3 日本国鉄道の職員として在職した後、施行日において引き続き日本電信電話株式会社又は日本電信電話公社の職員となり、それらの会社の職員として在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員となつたものの同年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の算定については、同月一日以前、期末手当にあつては三箇月以内、勤勉手当にあつては六箇月以内の期間内において日本国有鉄道及び事業団等の職員として在職した期間を改正後の規則九一四〇第五条第一項及び第十二条第一項の在職期間に算入する。ただし、事業団等から当該期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給される場合は、この限りではない。

4 前二項の規定に基づく在職期間の算定については、改正後の規則第五条第一項及び第十二条第一項の在職期間に算入する。ただし、それらの会社から当該期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給される場合は、この限りではない。

5 前二項の規定に基づく在職期間の算定については、改正後の規則九一四〇第五条第二項及び第十二条第二項の規定を準用する。

**附 則** (昭和六三年二月一九日人事院規則一一四) 抄

(施行期日)

この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

(人事院規則九一四〇の一部改正に伴う経過措置)

1 改正法による改正前の給与法(以下「旧法」という。)附則第十一項から第十三項までの規定又は改正法附則第九項の規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日は、第二条の規定による改正後の人事院規則九一四〇第十二条第二項第四号に規定する指定週休日に含まれるものとする。

2 昭和六十四年六月に支給する勤勉手当に關するこの規則による改正後の人事院規則九一四〇第十二条第二項第四号の規定の適用については、同号中「勤務を要しない日」とあるのは、「勤務を要しない日、一般職の職員の給与等に關する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第十九条第二項第二号の規定(改正後の規則第六条第二項及び第十二条第二項において準用する場合)による改正前の給与法附則第十一項から第十四項までの規定又は一般職の職員の給与

2 改正後の人事院規則九一四〇(以下「改正後の規則」という。)第五条第二項第二号ハ及び第十二条第二項第二号の規定(改正後の規則第六条第二項及び第十二条第二項において準用する場合)による改正前の給与法附則第十一項から第十四項までの規定は昭和六十四年一月一日から第十四条ただし書の改正規定は昭和六十四年二月一日から施行する。

3 昭和六十四年六月に支給する勤勉手当に關するこの規則による改正後の人事院規則九一四〇第十二条第二項第四号の規定及び附則第二項の規定は昭和六十四年一月一日から第十四条ただし書の改正規定及び附則第二項の規定は昭和六十四年二月一日から施行する。

等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二百九号）附則第九項の規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日」とする。

**附 則（平成元年一二月一三日人事院規則九一四〇一七）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一四〇の規定は、平成元年四月一日から適用する。

**附 則（平成二年一二月二六日人事院規則九一四〇一八）抄**

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第二項第四号の改正規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の人事院規則九一四〇、附則第四項の規定による改正後の人事院規則九一四九（調整手当）及び附則第五項の規定による改正後の人事院規則九一五八（筑波研究学園都市移転手当）の規定は、平成二年四月一日から適用する。（経過措置）

3 平成三年六月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定に関しては、改正後の規則第十一条第二項第四号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

**附 則（平成三年四月一二日人事院規則九一四〇一九）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成三年一二月二四日人事院規則九一四〇一一〇）**

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第二条及び第四条の二の改正規定、第四条の三の改正規定（「六級」の下に「又は七級」を加える部分を除く。）並びに第五条第一項、第七条、第八条第一項、第九条及び第十条の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の人事院規則九一四〇の規定は、平成三年四月一日から適用する。

**附 則（平成四年一月一七日人事院規則一一一八）**

（施行期日）

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

2 平成四年六月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正後の人事院規則九一四〇第五条第二項第二号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

**附 則（平成六年七月二七日人事院規則一一一九）**

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

**附 則（平成九年六月四日人事院規則一一一二）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成九年七月一日人事院規則九一四〇一一）抄**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成九年一〇月一一日人事院規則九一四〇一一二）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成九年一一月二五日人事院規則九一四〇一一三）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成九年一二月一九日人事院規則九一四〇一一四）**

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

**附 則（平成一〇年一〇月一六日人事院規則九一四〇一一五）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四〇の規定は、平成十年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四〇の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

**附 則（平成一一年一〇月二五日人事院規則一一一六）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則（平成一二年一月二五日人事院規則九一四〇一一六）**

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

**附 則（平成一二年三月二一日人事院規則一一一七）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一二年七月一四日人事院規則一一一三）**

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則（平成一二年一月二二日人事院規則九一四〇一一七）抄**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四〇の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

**附 則（平成一二年一一月二七日人事院規則一一三一）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一二年一二月二七日人事院規則一一三一）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則（平成一二年一二月二七日人事院規則一一三三）**

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第九条の規定、第十条中規則九一八別表第一の改正規定、第十一条の規定、第十二条中規則九一四〇第五条の改正規定（第二条第二項第一号）を「第二条第三項第一号」に改める部分を除く。並びに第十三条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定は、同年四月一日から施行する。

**附 則（平成一三年六月一五日人事院規則九一四〇一一八）**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四〇の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

**附 則（平成一四年六月二〇日人事院規則一一三六）抄**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一四年一一月二二日人事院規則九一四〇一一九）**

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置）**

1 この規則は、平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関するこの規則による改正後の規則九一四〇第六条第一項（同規則第十三条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第六条第一項第一号及び第二号中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。

**附 則（平成一五年四月一日人事院規則九一四〇一一〇）**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**（在職期間の算定に関する経過措置）**

2 この規則による改正前の規則九一四〇（附則第四項において「改正前の規則」という。）第六条第一項第一号イに掲げる職員（日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第六十一条の規定による改正前の國の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号）の適用を受ける職員のうち日本郵政公社法施行法第二百四十二条の規定による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五







(施行期日)  
第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事院規則九一四〇)の一部改正に伴う経過措置)

第四条 次の各号に掲げる者の平成二十七年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間及び勤務期間（以下この条において「在職期間等」という。）の算定については、同月一日以前六箇月以内の期間内における当該各号に定める期間を規則九一四〇第五条第一項及び第十一条第一項の規定による改正前の規則九一四〇（次号において「改正前の規則九一四〇」という。）第六条第一項第一号ハに掲げる者として在職した後、給与法の適用を受ける職員となつた者同号ハに掲げる者として在職した期間

二 改正前の規則九一四〇第六条第一項第二号イに掲げる者（以下この号及び次号において「旧第二号特定独立行政法人職員」という。）として在職した後、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となつた者 その旧第二号特定行政法人職員として在職した期間

三 旧第二号特定独立行政法人職員として在職していた者であつて、施行日までの間に引き続き規則九一四〇第六条第一項第一号イ、ロ若しくは同項第二号ロからニまで又は第五（以下この号及び次号において「特定第六条該当者」という。）となり、特定第六条該当者として在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員となつたもの 行政法人職員として在職した期間

前項の規定に基づく在職期間等の算定については、規則九一四〇第五条第二項及び第十一条第二項の規定を準用する。

第五条 次の各号に掲げる者の給与法第十九条の五及び第十九条の六（これらの規定を給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間については、当該各号に定める期間を、規則九一四〇第六条の二第二項の在職期間とみなす。

一 特定独立行政法人職員として在職した後、施行日までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となつた者 その特定独立行政法人職員として在職していた者であつて、施行日までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となつたもの その特定独立行政法人職員として在職した期間（雑則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（平成二七年六月二十四日人事院規則一一六六）  
この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

附 則（平成二七年一一月二六日人事院規則一一六八）  
(施行期日)  
第一条 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月一一日人事院規則九一四〇一四五）  
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月九日人事院規則九一四〇一四五）  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四〇の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則（平成二八年一一月一四日人事院規則九一四〇一四五）  
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年五月一九日人事院規則一一七〇）抄

附 則（平成二八年一二月一日人事院規則九一四〇一四五）  
この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年五月一九日人事院規則一一七〇）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成二九年四月一日人事院規則九一四〇一四五）  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成三〇年一一月三〇日人事院規則九一四〇一五〇）  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成三一年四月一日人事院規則一一五〇一一）  
この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成三一年一月三〇日人事院規則九一四〇一五〇）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成三一年五月二三日人事院規則一一七三）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成三一年四月一日人事院規則九一四〇一五四）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成三一年六月一一日人事院規則九一四〇一五四）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和二年四月一日人事院規則九一四〇一五四）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和二年六月一一日人事院規則九一四〇一五四）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和二年七月一日人事院規則九一四〇一五四）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和二年八月一日人事院規則九一四〇一五四）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和二年九月一日人事院規則九一四〇一五四）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年一月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年二月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年三月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年四月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年五月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年六月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年七月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年八月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年九月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年十月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和三年十一月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年一二月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年二月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年三月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年四月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年五月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年六月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年七月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年八月一日人事院規則九一四〇一五六）  
この規則は、公布の日から施行する。

十三条の二第一項第一号イ及びロ中「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同規則第十三条第一項第一号ハ及び第十三条の二第一項第一号ロ中「良好」とあるのは「中位」と、同規則第十三条第一項第一号ニ及び第十三条の二第一項第一号ハ中「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」と読み替えて、これらの規定を適用し、同規則第十三条第二項及び第十三条の二第二項の規定は適用しない。

附則（令和四年二月一八日人事院規則一一七九）抄

第一条 二の規則は、令和五年四月一日から施行する。

**第二条** この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

より。  
一、令和三年改正法　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をい

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。  
四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

**勤務職員をいう。** 定年前再任用短時間勤務職員 去第六十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員

員をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項

(改正後の人事院規則九一四〇における暫定再任用職員に関する経過措置)の規定により採用された職員をいう。

**第十一條** 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による改正後の規則九一四〇第二条及び第四条の規定を適用する。

暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による改正後の規則九一四〇第十三一条第一項及び第二項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定を適用す

**(新規)** 第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののか、この規則の施行に関し必要な経過措

**附 則**（令和四年六月一七日人事院規則九一四〇一五七）

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。  
附則（令和四年一月）ヨリ事実見判し四〇五〇少

（施行期日） 阿貝（令和四年一月一日）人事院告白第40号

第一條 この規則は公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は令和五年四月一日から施

**附 則**（令和五年三月三一日人事院規則九一四〇一六〇）  
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年一月二四日人事院規則九一四〇一六）  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行す

附則（令和六年三月二九日人事院規則一一八二）抄

別表第一（第四条の三関係）

研究職俸給表	職務の級六級の職員	職務の級五級の職員	職務の級四級及び三級の職員	職務の級二級の職員（人事院が定める職員に限る。）	職務の級四級及び三級の職員	職務の級五級の職員	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）	
任期付研究員法第六条第二項の俸給表	百分の十五（人事院が別に定める職員にあつては百分の二十）	百分の十五（人事院が別に定める職員にあつては百分の二十）	百分の十五（職務の級四級の職員に限る。）	百分の十五（職務の級二級の職員に限る。）	百分の十五（職務の級四級及び三級の職員に限る。）	百分の十五（職務の級五級の職員に限る。）	百分の二十	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の五	百分の二十	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の五
任期付研究員法第六条第一項の俸給表	すべての職員	すべての職員	すべての職員	すべての職員	すべての職員	すべての職員	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の五	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の五
任期付研究員法第七条第一項の俸給表	五号俸以上の号俸及び任期付職員法第七条第三項（育児休業法第十九条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された俸給月額を受ける職員	五号俸及び一号俸を受ける職員	四号俸及び三号俸を受ける職員	二号俸及び一号俸を受ける職員	二号俸及び三号俸を受ける職員	四号俸及び三号俸を受ける職員	百分の二十	百分の十五	百分の二十	百分の十五	百分の五	百分の二十	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の五
任期付研究員法第六条第一項の俸給表	二号俸及び一号俸を受ける職員	二号俸及び一号俸を受ける職員	二号俸及び三号俸を受ける職員	二号俸及び三号俸を受ける職員	二号俸及び三号俸を受ける職員	二号俸及び三号俸を受ける職員	百分の十五	百分の十	百分の二十	百分の十五	百分の五	百分の二十	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の五

1 備考

2 専門スタッフ職俸給表、指定職俸給表、任期付職員法第七条第一項の俸給表、任期付研究員法第六条第一項の俸給表及び任期付研究員法第六条第二項の俸給表を除く。)に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の一級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事院が特に必要と認めるものについては、加算割合が百分の五と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

俸給表の適用を異にして異動した職員(異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。)で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事院が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に百分の五をえた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

勤務期間	割合
六箇月	百分の百
五箇月十五日以上六箇月未満	百分の九十五
五箇月以上五箇月十五日未満	百分の九十
四箇月十五日以上五箇月未満	百分の八十
四箇月以上四箇月十五日未満	百分の七十
三箇月十五日以上四箇月未満	百分の六十
三箇月以上三箇月十五日未満	百分の五十
二箇月十五日以上三箇月未満	百分の四十
二箇月以上二箇月十五日未満	百分の三十
一箇月十五日以上二箇月未満	百分の二十
一箇月以上一箇月十五日未満	百分の十五
十五日以上一箇月未満	百分の十
十五日未満	百分の五
零	零
支給日	
基準日	
六月一日	六月三十日
十二月一日	十二月十日
別表第三（第十四条関係）	